

第4回検討会における主な意見

(○は委員、◎は法人、●は文化庁の意見)

◆基本認識、現状、役割

- ◎ 4法人は「国の顔」であるのに現実はそうになっていない。現状のままでは4法人のミッション達成が危ういという危機感を記述すべき。
- ◎ 4法人は国内外の関連施設の中核的機関(ナショナルセンター)であることを明記すべき。
- 4法人のあるべき姿、そもそも論をしっかりと書くべき。
- 「国民のアイデンティティ」「国の誇り」「国の顔」について基本認識として書くべき。ナショナルセンターとして国立施設しかなし得ないことを強調して書くべき。
- 文化は「国家百年の計」。百年単位というメッセージを。
- 文化予算、職員がそもそも少ないことが問題の出発点であり、冒頭で指摘すべき。
- 沢山のことを書きすぎず、文化芸術の次世代への継承に重要な役割を果たす趣旨を。

◆事業の基本的特性

- 事業の基本的特性(iii)について、専門性が求められる事業内容として企画・制作も加えるべき。

◆独法制度の改善か、新たな法人制度か

- 国立文化施設は研究開発法人と似ている点もあるが、一般利用者を相手にしている点などが異なる。

独法制度の限界はどこなのか、例えば目的積立金の改善は独法制度のままで出来るのかどうか。文化予算を確保するにも限界があり、資金を他から持ち込める仕組みも検討すべき。独法制度の改善でいくのか、新たな法人制度が必要なのか、判断材料が必要。その上で、後者で行くなら盛り込むべき内容を検討する必要。

- 人件費削減、目的積立金の運用、予算措置など、現行制度について改善すべき点をまず改善し、それと併せてそれに止まらない新たな法人制度についても検討すると

いう2段階でいくべき。また、早急に改善すべきことと、中長期的に改善すべきことを書き分けるべき。

- 目的に適した組織形態を考えるべき。本検討会の提言は適切に政府の取組に生かされるべき。独法制度のままでは人件費削減、業務経費削減など全法人横並びの扱いを強いられて続けて限界がある。
- 全独法横並びの独法制度に止まっているには限界。運用改善の可能な部分はあるが、隘路を突破するには制度そのものを検討、整理し、アピールする必要。現在、検討中の研究開発法人制度を参考としながら4法人について新たな制度を説得力ある形で提言して欲しい。
- 運用改善でいくか新たな法人制度を作るかは、見直しの方向について十分議論した上で、考えていけばよい。
- 4法人に共通する問題点は明らかであり、各法人・各施設の独自の問題点を挙げていけば、独法通則制度のままでは対応できないことも明らか。その上で、どういう組織が良いかを考えるべき。

◆評議員

- ◎ 評議員は、芸文振は法定設置。
- ◎ 国立美術館でも法律上の義務付けでなく法人の裁量で置いており、うまく機能している。法律上の義務付けにはなじまない。
- 評議員は法定すべきでない。しかし各館、法人（新国では財団としての理事会、評議員会も）と重複している。法人統合して持株会社を作るといのはいかがなものか。

◆組織体制

- 持株会社は財政基盤強化に関係法人全体として対応できるのが狙い。各法人に共通した事務は持株会社で行ってはどうかというもの。
- 各法人とも事業内容が異なる。護送船団方式で行くのが良いのか。着地点を十分考えておく必要。
- 持株会社的なものは、4法人にはなじまない。